

## 議員

金沢市議会の議員定数は40人です。

議員の任期は4年で、現在の議員の任期は平成23年5月2日～平成27年5月1日となっています。

## 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙されます。

議長は、市議会を代表し、議事の整理、議場の秩序保持など、一般の議員と異なる職務、権限を有します。

副議長は、議長が欠けたときや病気などの事故があるときに、議長に代わってその職務を行います。

## 市議会の権限

市議会には、市民の代表として、十分な活動ができるように、多くの権限が与えられています。主なものは、次のとおりです。

### 議決

市議会の最も基本的な権限で、条例、予算などの重要な問題を決定します。

### 選挙・同意

議長、副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が副市長などを選任するときに、同意を与えます。

### 検査・監査 ・ 調査

市政が適正に行われているか監視するため、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めることができ、また、特定の事項を調査し、関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。

### 意見書の 提出

市の公益に関する事項について、国会または国や県の関係機関に意見書を提出します。

### 請願、陳情 の受理等

市民から提出された請願、陳情を受理、審査し、議会で採択された請願や陳情は、市長などに送付し、その実現を図ります。

# 市民と市議会

## 請願・陳情

市政についての要望や意見等があるときは、だれでも請願や陳情を提出することができます。

請願は市議会議員の紹介が必要ですが、陳情はその必要がありません。

提出方法など、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

## 本会議の傍聴

本会議は原則として公開されており、だれでも傍聴することができます。市議会への理解を深めてもらい、市政に対する関心を高めていただくために、ぜひ傍聴にお越しください。

傍聴を希望される方は、本会議開会当日、市庁舎7階の傍聴受付で傍聴券の交付を受けてください。

また、手話通訳・要約筆記を希望される方は、事前に議会事務局へお問い合わせください。

## 本会議の中継

本会議の様子は、金沢ケーブルテレビで中継されているほか、録画した映像は、金沢市議会のホームページでもご覧いただけます。

## 金沢市議会事務局

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 市庁舎6階  
議会の傍聴に関すること……総務課 220-2388  
請願、陳情に関すること……議事調査課 220-2392  
ホームページ…<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/41004/index.html>

# わたしたちの

# 金沢市議会



# 市議会の運営

市議会には、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に開く定例会と、必要に応じて開く臨時会があり、いずれも市長が召集します。定例会や臨時会は、一定の会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案の審議などを行います。

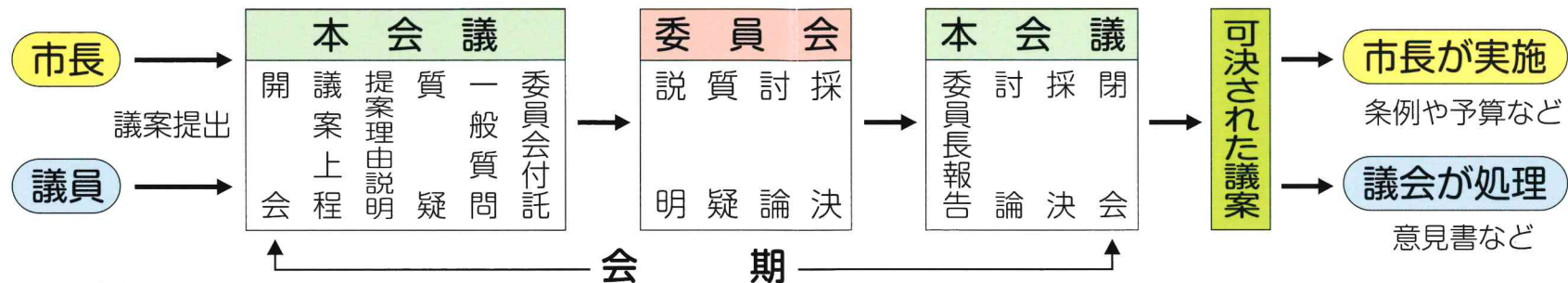
私たちのまちをより良いまちにしていけるために、自分たちの市政を市民の皆さんの意思と責任により進めることが、地方自治の原則です。

しかし、現実には、市民全員が集い、市政について、協議し、決定することはできません。

そこで、私たちが選んだ代表者（市長・市議会議員）により進められることとなります。

市長は市政を執行するための条例や予算を市議会に提案し、市議会は市の実情や住民の意思を尊重し、私たちの金沢市としての意思を決めることとなります。

議案などは、通常次のような手順により処理されます。



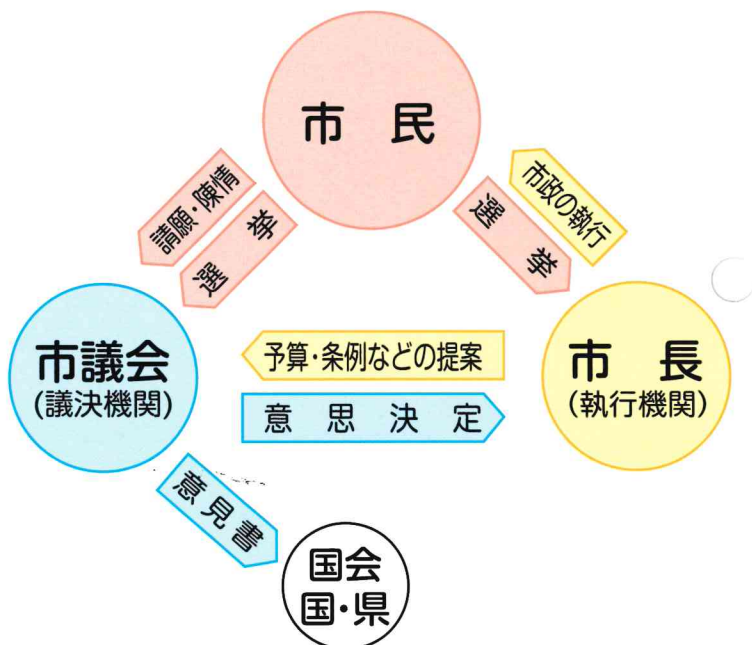
## 本会議

本会議は、議員全員で、議案などを審議し、議会の最終意思を決定するために開かれる会議です。議員が市政全般にわたって意見を述べたり、質問したりする一般質問も、この会議で行われます。

## 委員会

議案などを専門的、効率的に審査するため、議会の下審査機関として設置されるもので、常任委員会と特別委員会とがあります。  
 （常任委員会と決算審査特別委員会は、秘密会の場合を除き、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は、委員会の開会10分前までに、市庁舎6階の議会事務局で受付をお済ませください。  
 なお、会議室のスペースの関係上、傍聴をお断りする場合がありますので、ご了承ください。）

※常任委員会 常設のもので、金沢市議会には下記のとおり5つの常任委員会があります。議員は、いずれか1つの常任委員会に所属します。



# 各常任委員会と担当するしごと

総務	経済環境	市民福祉	建設企業	教育消防
<p>市政の総合企画、財政、市税、国際親善、文化など</p>	<p>商工、農林、観光、中央卸売市場、環境など</p>	<p>スポーツ、福祉、保健所、国民健康保険、市立病院など</p>	<p>道路、河川、公園、住宅、再開発、ガス、水道、下水道など</p>	<p>小中学校、生涯学習、図書館、防災、消防など</p>

※特別委員会 必要に応じ、特定の事項を審査、調査するために設置されるものです。本市では、毎年、決算を審査するための特別委員会が設置されています。